

# 市有林の立木公売仕様書

## 第1 総括的事項

本仕様書は市有林立木公売に伴い定めるもので、特別な指示のない限り全てこの仕様書により実施すること。

## 第2 公売方法および内容

市有林立木の公売方法は、立木による競争入札とする。また、伐採および搬出、運搬のほか立木伐採に係る経費については全て買受人が負担するものとし、売渡人（秋田市）は、伐採および搬出、運搬費用を差し引いた額を公売価格とする。

### 公売内容

- (1) 物件所在 : 秋田市下浜名ヶ沢字中ノ沢 18-1 (秋田311/2、2-1、4、7)
- (2) 契約関係 : 市有林立木売買契約
- (3) 伐採方法 : 皆伐
- (4) 売払内容 : 63~65年生、秋田杉12.08ha (実測)

立木材積	7,670.94 m <sup>3</sup>	11,116 本
利用材積	4,883.86 m <sup>3</sup>	10,202 本
- (5) 伐採搬出 : 本契約日の翌日から3ヶ年

## 第3 契約および伐採

市有林立木の契約方法は、入札実施により契約を締結し、伐採においては着工届および完了届を市に提出するものとし、天候等により伐採期間の延長が生じた場合は、売渡人（秋田市）と買受人とが協議のうえ定めるものとする。

## 第4 伐採の方法

当該物件は、皆伐後の再造林を計画していることから、乱雑な伐採は行わずその後の再造林に必要な地拵えを踏まえた伐採や搬出を行うこと。

## 第5 公共建築物への木材提供

公共建築物等への木材提供の要請があった場合は、優先的に木材を提供することについて配慮すること。

## 第6 売渡人（秋田市）への情報提供

買受人は、関係書類等を保管するとともに、売渡人（秋田市）への情報提供に可能な限り努めること。

## 第7 その他

この仕様書に定めのない事項および契約に関し疑義が生じたときには、売渡人（秋田市）と買受人とが協議のうえ定めるものとする。